

役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人国際環境技術移転センター（以下「この法人」という。）定款第30条の規定に基づき、役員の報酬及び費用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「役員」とは、この法人の理事及び監事をいう。
- (2) 「常勤理事」とは、理事のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 「非常勤役員」とは、役員のうち、「常勤理事」以外の者をいう。
- (4) 「報酬等」とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であり、その名称を問わない。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤理事及び監事に、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事及び監事に対する各年度の報酬等の総額は、次の金額の範囲内とする。

常勤理事合計 1,300万円

監事合計 40万円

- 3 常勤理事の退職に当たっては、その在任期間に応じて退職金を支給することができる。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の常勤理事の報酬の月額は、別表1の報酬月額表のとおりとし、各々の常勤理事の報酬月額は、報酬月額表のうちから、理事長が理事会の承認を得て決定するものとする。

- 2 常勤理事には、前項の報酬の月額以外に別途、期末手当、勤勉手当、地域手当及び通勤手当を支給する。ただし、専務理事には地域手当は支給しない。
- 3 期末手当及び勤勉手当の支給割合は、別表2のとおりとする。
- 4 この法人の監事の報酬の年額は、別表3のとおりとする。

(報酬の支給)

第5条 この法人の常勤理事の報酬の支給日、支給方法等に係る詳細については、別に定めるこの法人の職員を対象とする給与規程「以下「給与規程」という。」に準じる。

2 この法人の監事の報酬は、10月及び3月に、年額の2分の1に相当する額を支給する。

(退職金)

第6条 常勤理事が退職した場合には、退職金を支払うことができる。

2 常勤理事の退職金の支払いの詳細については、評議員会の決議を得て理事長が定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

別表1 常勤理事報酬月額表

<u>449,600円</u>
<u>384,700円</u>
<u>363,000円</u>
<u>320,300円</u>
<u>294,300円</u>
<u>278,700円</u>
<u>258,400円</u>
<u>214,000円</u>
<u>186,300円</u>

別表2 常勤理事期末手当・勤勉手当支給割合

区分	6月支給分	12月支給分
期末手当	<u>100分の125以内</u>	<u>100分の150以内</u>
勤勉手当	<u>100分の70以内</u>	<u>100分の70以内</u>

別表3 監事報酬年額表

監事報酬年額	200,000円
--------	----------